

計画の概要

1 経緯

- 本県では、社会福祉法第108条第1項の規定に基づき、市町村が策定する「地域福祉計画」の達成に資するために、広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項を定める「都道府県地域福祉支援計画」を策定している。
- これまで、福祉・保健・医療施策全体の基本指針である「あいち福祉保健医療ビジョン2026」（以下「ビジョン」という。）を都道府県地域福祉支援計画として位置付けていたところ、同ビジョンの計画期間満了に伴い、新たに「愛知県地域福祉支援計画（仮称）」を策定する。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第108条第1項の規定に基づく「都道府県地域福祉支援計画」として、「あいち障害者福祉プラン」「愛知県高齢者福祉保健医療計画」「愛知県こども計画はぐみんプラン」など、個別計画との連携・整合を図りながら、地域共生社会の実現に向けて取り組むべき事項を定める。

3 計画期間

関連する福祉分野の主な計画との整合性を図りつつ、施策を推進していく必要があることから、見直し時期の連動性を考慮し、2027年度から2032年度までの6年間とする。

策定の主なポイント

- 今後、少子高齢化や人口減少の進行等、人口構造の急速な変化により、多様で複雑な福祉ニーズの顕在化や福祉サービスの担い手の減少が見込まれる。
- こうした中、本年6月には、2040年を見据え、地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充、福祉人材の安定的な確保及び定着支援、支援基盤の強化を柱とした「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立した。
- このため、以下の観点から新たな計画を策定する。

【計画策定における取組推進の観点】

1 分野にとらわれない支援体制づくり

市町村における包括的支援体制整備や、分野横断的、制度の狭間の課題への対応について、県の支援を位置づける。

2 一人ひとりの尊厳を尊重し、共に支え合う地域づくり

地域づくりについて、県において以下の施策を広域的に推進する。

- ・高齢、障害、子ども・子育て分野における重点施策の推進
- ・誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進
- ・民間による地域福祉活動への支援
- ・人権を尊重した社会の推進
- ・災害時の福祉支援の充実

3 地域を支える多様な人づくり

地域で活躍する人材の確保及び福祉人材の養成と資質向上を図るとともに、福祉の職場への就業・定着を促進する。

4 福祉サービスを支える基盤づくり

サービス提供の基盤となる権利擁護の推進や、サービスを提供する事業者等の質の確保を図る。

計画の章立て

本計画は、次の5つの章で構成する。

- 第1章 計画の概要
- 第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題
- 第3章 計画の基本的考え方
- 第4章 施策の展開
- 第5章 計画の進行管理

計画策定体制

学識経験者、福祉関係者及び市町村職員を構成員とする「愛知県地域福祉支援計画策定検討委員会」を設置し、御意見をいただきながら策定していく。

【令和8年7月1日 第1回策定検討委員会（骨子案の検討）開催】

地域のつながりの希薄化（孤立）への対応、福祉の担い手不足への対応、地域間格差を踏まえた市町村支援について、複数の委員から取組推進の必要性が高いとの御意見があった。

今後のスケジュール

令和8年8～10月	関係市町村等ヒアリング
11月中	第2回策定検討委員会（計画案の検討）
12月～翌年1月	パブリックコメント
令和9年2月頃	社会福祉審議会（最終案に関する意見）
2月～3月	第3回策定検討委員会（最終案の検討）
3月中	計画策定・公表